

# 中部地区食料・農業・農村振興協議会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、中部地区食料・農業・農村振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、行政機関並びに農業団体等の連携のもとに、地域の農業・農村の振興と生産者の農業所得の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、大分県中部振興局（以下「中部振興局」という。）農山漁村振興部内におく。

(構 成)

第4条 協議会は別表1に掲げる行政関係機関及び農業団体等で構成し、委員は構成団体等の役職員等のうち別表1の職にあるものをもってあてる。

2 構成団体等の人事異動等により委員に異動した場合は、新たに同職にあたるものが委員を引き継ぐものとする。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 地域農業・農村の振興及び担い手の育成に関すること。
- 2 農産・園芸・畜産の振興に関すること。
- 3 その他目的達成のため必要な事項に関すること。

## 第 3 章 役 職 員

(役 員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

会 長 1名  
副 会 長 2名  
監 事 2名

- 2 会長は、大分県中部振興局長の職にある者をもってあてる。
- 3 副会長及び監事は、委員会で互選し、任期は2年とし再任を防げない。
- 4 第4条第2の場合は、新たに同職にあたるものが委員を引き継ぐものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総括し協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員は、協議会事業に関する基本問題等について審議し決定する。
- 4 監事は、会計の執行を監査し委員会に報告する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が必要とする場合委員会の承認を得て任命する。

## 第4章 会議等

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員会とする。

(委員会)

第10条 委員会は必要に応じ会長が招集し、原則として会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- 3 委員会は、会長が必要と認めるときは書面開催できるものとする。

(委員会の付議事項)

第11条 委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1 規約の制定、改廃に関する事項
- 2 会の事業計画及び予算に関する事項
- 3 会の事業報告及び決算に関する事項
- 4 その他会長が特に必要と認める事項

(事務局)

第12条 協議会の事務局は大分県総務部中部振興局農山漁村振興部企画・農政班にを置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長には大分県総務部中部振興局農山漁村振興部企画・農政班総括をもってその職にあてる。
- 4 事務局長は、協議会の事務を掌理する。
- 5 職員は、事務局長の指示をうけて会務に従事する。

## 第5章 会計

(経費)

第13条 協議会の経費は負担金、補助金及び寄付金等をもってあてる。

(経 理)

第14条 協議会の経理の方法は、中部地区食料・農業・農村振興協議会会計規程による。

(無報酬の原則)

第15条 協議会の役員は、原則として無報酬とする。

2 委員会については、原則として旅費、日当は支給しない。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 そ の 他

第17条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は会長が別途定める。

(附 則)

この規約は、平成18年 4月 1日から施行とする。

この規約は、平成19年 7月 6日から施行とする。

この規約は、平成20年 5月29日から施行とする。

この規約は、平成21年 7月 8日から施行とする。

この規約は、平成22年 7月 9日から施行とする。

この規約は、平成23年 7月 8日から施行とする。

この規約は、平成26年 7月14日から施行とする。

この規約は、平成27年 7月31日から施行とする。

この規約は、平成27年12月11日から施行とする。

この規約は、平成28年 7月27日から施行とする。

この規約は、平成29年 7月12日から施行とする。

この規約は、平成30年 5月31日から施行とする。

この規約は、令和 2年 4月24日から施行とする。

この規約は、令和 3年 4月23日から施行とする。

この規約は、令和 4年 5月17日から施行とする。

この規約は、令和 5年 5月 8日から施行とする。

この規約は、令和 7年 3月24日から施行とする。

この規約は、令和 7年 5月21日から施行とする。

(別表)

構成団体等名称	委員（職名）
大分県中部振興局	局 長
九州農政局大分県拠点地方参事官室	総 括 農 政 推 進 官
大分市	農 政 課 長
大分市	生 産 振 興 課 長
臼杵市	農 林 振 興 課 長
津久見市	農 林 水 産 課 長
由布市	農 政 課 長
大分市農業委員会	事 務 局 長
臼杵市農業委員会	事 務 局 長
津久見市農業委員会	事 務 局 長
由布市農業委員会	事 務 局 長
大分県農業協同組合 中部営農経済センター	営 農 部 長
大分県農業協同組合 南部営農経済センター	営 農 部 長
大分県農業共済組合中西部支所	支 所 長
大分県農業共済組合南部支所	収 穫 保 険 課 課 長
中九州たばこ耕作組合大分事業所	理 事
大分県土地改良事業団体連合会 中部事務所	所 長
大分家畜保健衛生所	生 産 衛 生 班 総 括
大分県中部振興局	農 山 漁 村 振 興 部 長
大分県中部振興局	生 産 流 通 部 長
大分県中部振興局	農 林 基 盤 部 長

## 令和8年度 中部地区食料・農業・農村振興協議会委員会名簿

R8.4.30 現在

所 属 名	職 名	役 職	氏 名
大分県中部振興局	局長	会 長	渡邊 仁
九州農政局 大分県拠点 地方参事官室	総括農政推進官		萱田 里子
大分市	農政課長	監事	工藤 功
大分市	生産振興課長		吉村 昭秀
臼杵市	農林振興課長		内藤 健治
津久見市	農林水産課長	副会長	柴本 篤
由布市	農政課長		平山 浩二
大分市農業委員会	事務局長		波多野 薫
臼杵市農業委員会	事務局長		阿南 哲也
津久見市農業委員会	事務局長		柴本 篤
由布市農業委員会	局長心得		生野 敏博
大分県農業協同組合 中部営農経済センター	営農部長		久保 茂樹
大分県農業協同組合 南部営農経済センター	営農部長	副会長	成松 賢志
大分県農業共済組合 中西部支所	支所長		日高 哲次郎
大分県農業共済組合 南部支所	収穫保険課長		橋迫 武
中九州たばこ耕作組合大分事業所	理事	監事	高橋 鉄也
大分県土地改良事業団体連合会 中部事務所	所長		大石 慎一郎
大分家畜保健衛生所	生産衛生班 課長補佐（総括）		佐藤 邦雄
大分県中部振興局	農山漁村振興部長		前原 美恵子
大分県中部振興局	生産流通部長		甲斐 克明
大分県中部振興局	農林基盤部長		佐藤 広光

## 令和8年度 中部地区食料・農業・農村振興協議会事務局名簿

大分県中部振興局	農山漁村振興部 企画・農政班 総括	事務局長	岡崎 雅記
大分県中部振興局	農山漁村振興部 企画・農政班 主事	事務局	阿部 笑美子

令和7年度収支決算書（一般会計）

（収入の部）

（単位：円）

区 分		本年度決算額	本年度予算額	増 減	備 考
繰越金	前期繰越金	916,404	916,404	0	
負担金		1,102,000	1,102,000	0	
	市	622,000	622,000	0	
	農業団体	480,000	480,000	0	
補助金・交付金等		344,000	68,000	276,000	
	おおいた肉用牛 振興対策協議会	344,000	68,000	276,000	
その他	雑収入	1,917	10	1,907	預金利息
収入合計		2,364,321	2,086,414	277,907	

（支出の部）

（単位：円）

区 分	本年度決算額	本年度予算額	増 減	備 考
1 地域農業・農村の振興	296,689	284,000	12,689	
2 農産・園芸・畜産の振興	1,031,064	1,038,690	▲ 7,626	
3 担い手の育成	482,124	394,260	87,864	
4 その他（事務費等）	26,552	50,000	▲ 23,448	
5 予備費	0	319,464	▲ 319,464	
支出合計	1,836,429	2,086,414	▲ 249,985	

（本年度予算額は、R7年度第2回委員会における追加事業予算の承認後のものです。）

※

収入合計 2,364,321 円 － 支出合計 1,836,429 円  
 = 527,892 円（次年度へ繰越）